

白岡市 空家バンク制度のご案内

市では、空家の利活用の取り組みとして、空家情報を提供するため「白岡市空家バンク制度」を開設しています。

空家や空き地を所有していて「売りたい」、「貸したい」というかた、空家や空き地をお探しのかたは、環境課までご連絡ください。

問合せ

環境課環境保全担当

☎0480(31)8409

空家バンク制度とは

利活用可能な空家など(空家・空き地)の登録情報を、市公式ホームページなどで公開し、売りたい・貸したいかたと買いたい・借りたいかたとの橋渡しを行うものです。

契約交渉は市と協定を締結した宅建協会埼玉支部を通じて選ばれた媒介業者が行います。

登録の方法(売りたい、貸したい)

登録に必要な書類を環境課に提出すると、市が物件の確認や媒介業者の紹介などの事前調整をします。その後、現地調査を経て、空家バンクへの登録、媒介業者と媒介契約の締結となります。登録後は、物件の情報を市公式ホームページに掲載します。

※建物の状態などによっては登録をお断りする場合があります。詳細は市公式ホームページの「白岡市空家バンク制度Q&A」、または環境課にお問い合わせください。

利用の方法(買いたい、借りたい)

白岡市に定住を希望し、空家などの購入や賃借を希望するかたなら、市内外を問わずどなたでも利用申請ができます。

利用を希望される場合は、環境課までお申し出ください。

活用しませんか！

空家バンクには、7月末日現在までに5件の物件登録をいただき、売買などが5件成立しています。

空家などを放置しておくと、隣地や道路へ草木が越境し、近隣や通行人のかたに迷惑がかかります。

空家周辺の生活環境に、悪影響を及ぼす前に、空家などの利活用を検討してみませんか。

空家バンク制度のおもなサービス内容

- ①空家などの所有者、利用希望者の相談・登録受付
- ②空家などの物件の調査
- ③空家などの物件情報を市公式ホームページなどで公開
- ④空家などの所有者と利用希望者の橋渡し

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出

8月上旬までに必要書類を郵送しますので、児童扶養手当現況届または特別児童扶養手当所得状況届を提出してください。

提出がない場合は、11月分以降の児童扶養手当及び8月分以降の特別児童扶養手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

受付日時

児童扶養手当 8月1日(金)～29日(金)

特別児童扶養手当 8月12日(火)～9月11日(木)

土、日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分

※夜間・休日受付

①8月5日(火) 午後7時まで

②8月28日(木) 午後7時まで

③8月17日(日) 午前8時30分～正午



提出先・問合せ

白岡市保健福祉総合センター(はびすしらおか)
こども保育課こども給付担当 ☎0480(31)9096